

地域包括ケアシステムの構築推進に関する連携協定書

豊橋市（以下「甲」という。）と豊橋市医師会（以下「乙」という。）及び豊橋市歯科医師会（以下「丙」という。）及び豊橋市薬剤師会（以下「丁」という。）並びに豊橋市介護保険関係事業者等連絡会（以下「戊」という。）は、地域包括ケアシステムの構築を推進するため、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙及び丙丁並びに戊が行政及び医療機関並びに介護サービス提供者としての機能を活かし、相互に連携協力することにより、全ての高齢者が住み慣れた地域で、人生の最後まで自分らしく安心して暮らすことができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲と乙及び丙丁並びに戊は、次に掲げる事項について連携協力する。

- （1）在宅医療・介護連携の推進に関する事項
- （2）認知症対策の推進に関する事項
- （3）介護予防の推進に関する事項
- （4）その他、本協定の目的を達成するために甲乙丙丁戊が必要と認める事項

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の前までに、甲乙丙丁戊から解約の申し出が無い時は、この協定は更に1年間更新されるものとし、以後の場合も同様とする。

（内容の変更）

第4条 本協定は、甲乙丙丁戊協議の上、変更することができる。

（協議）

第5条 本協定に定めのない事項については、甲乙丙丁戊協議の上、これを定めるものとする。

（実施期日）

第6条 本協定は、締結の日から効力を有する。

本協定の締結を証するため、本協定書を5通作成し、甲乙丙丁戊それぞれ署名の上、各自1通を保管する。

平成27年3月18日

甲 豊橋市今橋町1番地
豊橋市長 佐原 光 一

乙 豊橋市中野町字中原100番地3
一般社団法人 豊橋市医師会
会長 権田 隆 実

丙 豊橋市中野町字中原100番地5
一般社団法人 豊橋市歯科医師会
会長 山口 堅 三

丁 豊橋市中野町字中原100番地6
一般社団法人 豊橋市薬剤師会
会長 杉浦 宏 始

戊 豊橋市前畑町115番地
社会福祉法人 豊橋市社会福祉協議会内
豊橋市介護保険関係事業者等連絡会

運営委員長 近藤 洋 二